

令和7年10月22日

加 古 川 市

回 答 書

件名 令和7年度市有財産売却一般競争入札

質問について、下記のとおり回答します。

No.	質問内容	回答内容
1	加古川市所有（遺贈）となった物件ですが、これまでの経緯は？	前所有者の方の遺言に基づき、市へ遺贈となった物件です。 令和6年度も一般競争入札により公募売却を実施しましたが、申込者が無かったため、このたび再度公募売却を実施するものです。
2	転売目的で購入した場合、加古川市の承認は特段の事情がなければ、得られるものか？	本件に関しては、転売される場合でも、法令や公序良俗に反しない限り、加古川市の承認を得ることができます。ただし、事前に書面により加古川市に申請が必要です。